

# 池田総合特許法律事務所 ニュースレター



平成27年10・11月 第10号

## ～はじめに～

◎9月2日 争族対策セミナー

「子どものいない夫婦、再婚夫婦向けセミナー」

◎9月17日 介護事業者セミナー（続編）

「介護業務に伴うトラブル・クレーム対応」

を企画しましたところ、多数ご参加を頂きました。セミナーの様子は、当事務所のホームページ、スタッフブログに掲載しています。

次回は**10月6日、カウンセリングセミナー**を開催予定です。多数のご参加をお待ちしております。

ご希望のセミナーがございましたら、企画の参考にさせていただきますので、ご意見をお寄せ下さい。

## ～白浪五人男のからくり～

御園座南西角にある日本初の台詞付きからくりです。歌舞伎の代表作白浪五人男の稲瀬川勢揃いの場面を再現しているそうです。昭和4年に収録された当時の名優による名台詞を聴くことができます（午前10時、正午、午後1、3、5時の1日5回）。事務所から徒歩10分です。



からくり人形 白浪五人男 台詞名

日本駄右衛門	七世	松本	幸四郎
弁天小僧菊之助	十五世	市村	羽左衛門
忠信利平	六世	尾上	梅幸
赤見十三郎	十五世	市村	宗權
南郷力丸	十三世	守田	勘盛

## ちょっと相談～ミニコラム～

Q 住宅地に住んでいます。隣人が自宅の庭でゴミを燃やし、煙が我が家の室内に入ります。洗濯物にも臭いがつくので、心配で外に洗濯物を干すことができません。何とかやめてもらうことはできないでしょうか。

A 一般家庭ゴミの焼却は、近隣住民との良好な関係を築くうえで配慮しなければなりません。

廃棄物処理法では、ドラム缶による焼却や野焼きは禁止される焼却方法で罰則もありますが、周辺地域への生活環境に与える影響が“軽微”である焼却については、例外であるとも記載されています。

焼却に伴う臭いや風の影響など、実被害が受忍限度を越えると評価されれば、不法行為に対する差し止め請求や損害賠償の対象となります。かといって、直ちに訴えに出るわけにはいきませんので、まずは、ゴミ焼却による影響や被害をしっかりと隣の人に説明して理解を得ることからはじめてみては、いかがでしょうか。一人では勇気がいりますので、町内会などの近隣住民全体の申し入れとして取扱い、解決できればよいですね。

## 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

10・11月も無料相談会を行っています。

日程については、お電話にてお尋ね下さい。

**☎ 052-684-6290**

予約受付時間9:00AM～5:30PM

ikedalawpatent@par.odn.ne.jp

## 相続問題が発生して気になる二つの期限—10ヶ月と4ヶ月



今年から相続税法改正により、相続税が増税されるということで、相続について関心が高まっています。20年ぶりの課税最低金額（基礎控除金額）の改正により定額控除部分が5000万円から3000万円に、また法定相続人数の比例控除額が相続人一人当たり1000万円から600万円に引き下げられました。3000万円+600万円×相続人の数の課税最低限を超えれば、相続税の申告と納付が必要であり、相続税納付の期限は、原則、被相続人の死亡から10ヶ月以内です。このことはご存知の方も多いと思います。遺産分けの話し合いが10ヶ月内に話がまとまらなくとも、法定相続分に従って、ひとまず、申告のうえ納付し、遺産に関する話し合いが決まった時点で、修正申告や更正請求を行います。

さて、被相続人が亡くなって、あたふたしているときに、気を付けなければならないのが、年度途中でなくなった被相続人の所得税の申告です。確定申告書の提出を必要とするだけの所得がある人が死亡した場合には、その相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月を経過した日の前日までに、確定申告書を提出し、所得税を納付しなければならないのです（準確定申告といえます。）。相続人が二人以上いるときは、確定申告書は各相続人の連署による一つ書類で提出しなければならないとされています。一緒に提出できないときは、他の相続人の氏名を付記して各別に提出します。相続人は、被相続人の所得税納付義務を受け継ぎます。ですから、例えば、父親が亡くなったが、その父親にたくさん所得があった場合には、相続人は話し合っ、て、所得税を納める必要があるわけです。

では、被相続人に債務（借金）があった場合はどうでしょうか。まず、被相続人が税金を滞納しているケースを考えましょう。滞納税額等が相続財産よりも多いような場合には、

民法上の限定承認をすればよく、相続人は、相続によって得た財産の限度においてその滞納税額等を納付すれば良いことになります。相続人が複数いれば、承継する税金を、民法の法定相続分、または遺言によって指定された相続分によって按分して計算した額を負担することになります。

遺産分割により実際に取得する財産の割合に応じてではなく、法定相続分等によって形式的に割り当てられることから、実際に相続によって得る財産の価額と、租税の負担額にアンバランスが生じます。この場合、相続によって取得した財産の価額が、負担する租税を超える相続人は、その超えた価額を限度として、他の相続人の承継する税額についても、その相続人が納付しない場合に、納付する義務が課せられています。

これに対し、租税以外の債務の場合には、法定相続分によって当然に分割され、自分が分割負担をした分以上に他の相続人が支払いをしないときにも、責任を負うことはありません。

＜池田桂子＞